別添1　理容師法及び関係法令（抜粋）

理容師法

第六条の二　理容師は、理容所以外において、その業をしてはならない。但し、政令で定めるところにより、特別の事情がある場合には、理容所以外の場所においてその業を行うことができる。

第十一条　理容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、理容所の位置、構造設備、第十一条の四第一項に規定する管理理容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
②（略）

第十一条の二　前条第一項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十二条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

第十二条　理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。
一　常に清潔に保つこと。
二　消毒設備を設けること。
三　採光、照明及び換気を充分にすること。
四　その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

第十七条の二　第十条第二項、第十一条、第十一条の二、第十一条の三第二項、第十三条第一項及び第十四条第一項中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

理容師法施行令

（理容所以外の場所で業務を行うことができる場合）
第四条　理容師が法第六条の二ただし書の規定により理容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
一　疾病その他の理由により、理容所に来ることができない者に対して理容を行う場合
二　婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に理容を行う場合
三　前二号のほか、都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合

理容師法施行細則

（理容所以外の場所で業を行うことができる場合）
第四条　理容師法施行令第四条第三号の規定による特別の事情があるものとして定める場合は、次のとおりとする。
一　理容所のない山間へき地に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
二　社会福祉施設その他収容施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
三　演芸人等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

理容師法施行条例

（理容所について講ずべき措置）
第三条　法第十二条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
一　理容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。
二　一作業室に置くことができる理容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は三台までとし、三台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに理容いす一台を増すごとに四・九平方メートルを加えた面積以上とすること。
三　作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
四　消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
五　理容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。

別添２　美容師法及び関係法令（抜粋）

美容師法

（美容所以外の場所における営業の禁止）
第七条　美容師は、美容所以外の場所において、美容の業をしてはならない。ただし、政令で定める特別の事情がある場合には、この限りではない。

（美容所の位置等の届出）
第十一条　美容所を開設しようとする者は、厚生労働省令の定めるところにより、美容所の位置、構造設備、第十二条の三第一項に規定する管理美容師その他の従業者の氏名その他必要な事項をあらかじめ都道府県知事に届け出なければならない。
2　（略）

（美容所の使用）
第十二条　美容所の開設者は、その美容所の構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第十三条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、当該美容所を使用してはならない。

（美容所について講ずべき措置）
第十三条　美容所の開設者は、美容所につき、次に掲げる措置を講じなければならない。
一　常に清潔に保つこと。
二　消毒設備を設けること。
三　採光、照明及び換気を充分にすること。
四　その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

（読替規定）
第二十二条　第十条第二項、第十一条、第十二条、第十二条の二第二項、第十四条第一項及び第十五条中「都道府県知事」とあるのは、地域保健法第五条第一項の規定に基づく政令で定める市又は特別区にあつては、「市長」又は「区長」と読み替えるものとする。

美容師法施行令

（美容所以外の場所で業務を行うことができる場合）
第四条　美容師が法第七条のただし書の規定により美容所以外の場所において業を行うことができる場合は、次のとおりとする。
一　疾病その他の理由により、美容所に来ることができない者に対して美容を行う場合
二　婚礼その他の儀式に参列する者に対してその儀式の直前に美容を行う場合
三　前二号のほか、都道府県知事が特別の事情があるものとして定める場合

美容師法施行細則

（美容所以外の場所で業を行うことができる場合）
第四条　美容師法施行令第四条第三号の規定による特別の事情があるものとして定める場合は、次のとおりとする。
一　美容所のない山間へき地に居住する者に対して、その居住地で施術を行う場合
二　社会福祉施設その他収容施設等において、その入所者に対して施術を行う場合
三　演芸人等に対して、出演等の直前に施術を行う場合

美容師法施行条例

（美容所について講ずべき措置）
第三条　法第十三条第四号の衛生上必要な措置は、次のとおりとする。
一　美容の業務を行う一作業室の床面積は、十三平方メートル以上であること。
二　一作業室に置くことができる美容いすの数は、一作業室の床面積が十三平方メートルの場合は六台までとし、六台を超えて置く場合の床面積は、十三平方メートルに美容いす一台を増すごとに三平方メートルを加えた面積以上とすること。
三　作業室には、作業中の客以外の者をみだりに出入りさせないこと。
四　消毒済物品容器及び未消毒物品容器を備えること。
五　美容を行うために十分な数量の器具及び客用の布片を備えておくこと。